

佐賀県移住促進のための長崎県向け広報事業 業務委託プロポーザル実施要領

本県が実施する佐賀県移住促進のための長崎県向け広報事業の業務を受託する事業者を選定するプロポーザルを実施するに当たり、必要な事項を次のとおり定める。

1 目的

西九州新幹線の開業効果を最大化するため、特に長崎県のターゲット層に響く魅力や佐賀暮らしのメリットを発信することにより、佐賀県への移住を考えてもらう機会を創出し、本県の魅力ある地域や文化、生活感等を知って貰い、本県で暮らすことの素晴らしさや住みやすさ、子育て環境の良さ等を発信することで、将来、移住を考えて貰う機会を広げることが目的とする。

2 業務委託の内容及び期間

別添の業務委託仕様書のとおりとする。

3 参加要件

本件プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。

なお、参加要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 過去、同種の広報業務を受託した実績があること。
- (2) 緊急の打合せ等が必要な時に、迅速に対応できること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 公募開始の日の 6 か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (7) 県内に事業所等が所在する者にあつては、県税の滞納がないこと。
- (8) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4 募集方法

県ホームページにプロポーザルを実施する旨の案内を掲載する。

5 プロポーザル及び審査の実施方法

提出された企画提案書等により、参加者がプレゼンテーションを行う。

対面での参加人数は4名までとする。

なお、必要に応じて、参加者へのヒアリングを別途実施する場合がある。

また、プロジェクター及びスクリーンは県で準備するが、パソコン等については参加者が準備すること。

オンラインでの参加も可とする。(オンラインの場合は、WebEX を利用する)

審査員は、別表の「評価基準」に従い審査を行い、審査の結果、最も優れている参加者を最優秀提案者として選定し、契約締結に向けた手続を行う。

なお、審査の結果、評価点の合計が配点合計の60%以上の者のみを選定の対象とする。

6 企画提案の内容

別添の業務委託仕様書に記載している業務内容について提案すること。

7 オリエンテーション(説明会)

本件プロポーザルへ参加する際、オリエンテーションへの参加を必須条件とはしない。

(1) 日 時 令和5年6月14日(水) 13時30分～

(2) 方 法 Web会議システム「WebEX」によるオンライン開催

(3) オリエンテーション参加申込

① 申込方法：メール又は持参(持参の場合の様式は任意)

・メールの宛先 : sagaiju@pref.saga.lg.jp

・持参の場合の提出先 : 佐賀県地域交流部さが創生推進課移住支援室
(佐賀市城内1丁目1-59 佐賀県庁新館7階)

② 記載内容 表 題： 佐賀県移住促進のための長崎県向け広報事業オリエンテーション参加申込

本 文： 会社名等、担当部署名、参加者氏名、電話番号、メールアドレス

③ 提出期限 令和5年6月13日(火) 17時00分まで

8 参加資格の確認

本件プロポーザルに参加を希望する者は、参加資格確認申請書に関係資料を添付の上、下記担当課に持参又は郵送し、参加資格の確認を受けること。参加資格の確認結果は、6月23日(金)(予定)までに通知する。

(1) 提出期限 令和5年6月19日(月) 17時00分まで

(2) 提出書類 ①参加資格確認申請書 1部(様式第2号)

②会社概要(パンフレットで可) 1部

③実績書 1部(様式第3号)

④誓約書 1部(様式第4号)

※ 「誓約書」の氏名の欄は、本人が自署すること。ただし、法人の場合は、契約、申請等の担当部署の責任者(所属長レベルを想定)の氏名の自署を付記し、法人代表者の氏名及びふりがなを記名とすることができる。

また、法人の場合にあつては、契約、申請等の担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。(例：名刺等)

(3) 提出方法 郵送又は持参(期限内必着)

※郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

9 仕様書等の質問について

仕様書等に対する質問がある場合は、令和5年6月15日（木）17時00分までに、様式第1号に記入の上、電子メールにより提出すること。

1.0 提案書及び添付資料の提出について

(1) 提出期限 令和5年6月29日（木）15時00分まで

(2) 提出書類

①表紙 様式第5号 正本1部 副本7部

②提案書（任意様式） 8部

提案書はA4縦長左綴じ（ホチキス留め）で、ページ数は、30ページ以内とすること。

③本業務委託の実施スケジュール案

④見積書 8部（任意様式）

見積価格は、審査における評価項目の一つであるため、企画内容と経費の関係が分かる内訳を記載すること。

⑤業務体制表 8部（任意様式）

本業務委託の実施体制が分かるもの。

(3) 提出方法 郵送又は持参（期限内必着）

※郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

1.1 審査会の開催について

(1) 日 時 令和5年7月4日（金） 9時00分～

※個別の時間については、参加者に別途通知する。

(2) 場 所 佐賀県庁新館7階 地域交流部西会議室（佐賀市城内1丁目1-59）

(3) 持ち時間 1社当たりプレゼンテーション20分以内、質疑応答10分以内を予定。

なお、参加者数により変更となる場合があり、参加者確定後、別途通知する。

審査の結果、評価点の合計が配点の合計の60%以上の者のみを選定の対象とする。

※プロポーザル参加申請者が多数の場合、別に定める評価基準に従い企画提案書の事前審査（書類選考）を令和5年6月30日（金）に行い、審査会の参加者を決定する。

1.2 結果の通知

プロポーザルの結果は、令和5年7月6日（木）に全ての参加者に対し通知する。

1.3 実施スケジュール

令和5年6月8日（木）	県ホームページでの公募開始
令和5年6月13日（火）17時00分	オリエンテーション参加申込期限
令和5年6月14日（水）13時30分	オリエンテーション
令和5年6月15日（木）17時00分	質問書提出期限
令和5年6月19日（月）17時00分	参加資格確認申請書等提出期限
令和5年6月29日（木）15時00分	企画書等提出期限
令和5年7月4日（火）9時00分～	審査会（場所：佐賀県庁新館7階西会議室）
令和5年7月上旬予定	委託業者決定、契約

1.4 プロポーザルの取りやめ等

- (1) 審査員への接触などプロポーザルを公平に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (2) 天災地変その他のやむを得ない事由によりプロポーザルをすることができないと認められるときは、プロポーザルの執行を延期し、又は取りやめることがある。

1.5 失格要件

次のいずれかに該当する者は失格とし、プロポーザルに参加できないこととする。

- (1) 参加要件を満たさない者
- (2) 当該プロポーザルについて不正行為を行った者
- (3) 上記に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

1.6 費用負担

プレゼンテーション、企画書等の作成及び提出に要する費用は、全て参加者の負担とする。

1.7 留意事項

- (1) 提出物は、返却しない。
- (2) 提出された企画書等は、選定作業等に必要な範囲で複写することがある。
- (3) 提出された企画書等は、企画提案の選定の目的以外で使用しないものとする。
- (4) 提出する企画案は参加者1社につき1提案とし、提出後の書き換え、差し替え等は認めないものとする。ただし、誤字等の軽微なものは除く。
- (5) 県が提供する資料以外は、独自で入手等を行うこと。
- (6) 虚偽の掲載をした参加資格確認申請書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。
- (7) 企画に際して、委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにすること。
- (8) 公正な審査を妨害するおそれのあるあらゆる行為を禁止する。
- (9) 企画審査で最高位の評価を受けた者が、参加要件を満たさなくなった場合は、契約締結できない。(この場合、次順位の者と契約を締結する。)
- (10) プロポーザルについての問い合わせはメールのみで受け付ける。質問応答の内容は、必要に応じて参加者全員に周知する。

1.8 遵守事項

受託事業者は、契約の履行に当たって、本委託業務の意図及び目的を十分に理解した上で、最高の技術を駆使するとともに、本県職員の指示を遵守し、誠実に実施しなければならない。

また、受託事業者は、受託事業の実施に当たり、関連する法律等を遵守しなければならない。

1.9 契約書

- (1) 最優秀提案者は、委託内容、経費等について再度県と調整を行い、協議が整った場合は、委託契約を締結する。
- (2) 契約書は2通作成し、各自その1通を保有するものとする。

2.0 契約事項

- (1) 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。
- (2) 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、担保を供することができる。
- (3) 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。
 - ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(見積金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合。
 - イ 国又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合。
 - ウ 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがない場合。

2.1 問い合わせ先

佐賀県地域交流部さが創生推進課 移住支援室
〒840-8570 佐賀市城内一丁目1-59
TEL 0952-25-7393
FAX 0952-25-7560
Mail sagaiju@pref.saga.lg.jp

この募集に伴い収集した個人情報は、本事業に係ることのみに使用し、それ以外の目的に使用することはありません。

なお、県における個人情報の取扱いについては、佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラムで定めています。